

開発許可等の事務に係る標準処理期間

R5. 4. 1

標準処理期間			参考	
①	都市計画法第32条の協議（開発区域の面積が0.1ha以上の開発行為に係るもので、かつ、桜川市土地利用基本条例の規定による事前調整の手続を経たものに限る。）		10日	おおむね 2週間
②	自己居住用住宅の建築を目的とする開発行為	開発区域の面積が0.1ha未満	10日	おおむね 2週間
		開発区域の面積が0.1ha以上 0.3ha未満	15日	おおむね 3週間
		開発区域の面積が0.3ha以上 0.6ha未満	20日	おおむね 4週間
		開発区域の面積が0.6ha以上 1.0ha未満	25日	おおむね 5週間
		開発区域の面積が1.0ha以上 3.0ha未満	30日	おおむね 6週間
		開発区域の面積が3.0ha以上 6.0ha未満	35日	おおむね 7週間
		開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	40日	おおむね 8週間
	自己業務用施設の建築又は建設を目的とする開発行為	開発区域の面積が0.1ha未満	15日	おおむね 3週間
		開発区域の面積が0.1ha以上 0.3ha未満	20日	おおむね 4週間
		開発区域の面積が0.3ha以上 0.6ha未満	25日	おおむね 5週間
		開発区域の面積が0.6ha以上 1.0ha未満	30日	おおむね 6週間
		開発区域の面積が1.0ha以上 3.0ha未満	35日	おおむね 7週間
		開発区域の面積が3.0ha以上 6.0ha未満	40日	おおむね 8週間
		開発区域の面積が6.0ha以上10.0ha未満	45日	おおむね 9週間
	上記以外の開発行為	開発区域の面積が0.1ha未満	25日	おおむね 5週間
		開発区域の面積が0.1ha以上 0.3ha未満	30日	おおむね 6週間
		開発区域の面積が0.3ha以上 0.6ha未満	35日	おおむね 7週間
		開発区域の面積が0.6ha以上 1.0ha未満	40日	おおむね 8週間
開発区域の面積が1.0ha以上 3.0ha未満		45日	おおむね 9週間	
開発区域の面積が3.0ha以上 6.0ha未満		50日	おおむね10週間	
③	都市計画法第35条の2の許可（開発行為変更許可）		次定める日数を合算した日数（その日数が10日未満であるときは10日） ア 開発行為に関する設計の変更（開発区域の拡大を伴う場合で、かつ、変更前の開発区域に設計の変更がない場合を除く。）については、開発区域の面積（開発区域の拡大を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じて開発許可申請手数料の項に定める日数に1/10を乗じ小数点以下を切り捨てて得た日数 イ 開発区域の拡大を伴う変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じて開発許可申請手数料の項に定める日数 ウ 上記以外の変更については、10日	
	④	都市計画法第41条の許可		
⑤	都市計画法第42条の許可		15日	おおむね 3週間
⑥	都市計画法第43条の許可	敷地の面積が0.1ha未満	10日	おおむね 2週間
		敷地の面積が0.1ha以上 0.3ha未満	15日	おおむね 3週間
		敷地の面積が0.3ha以上 0.6ha未満	20日	おおむね 4週間
		敷地の面積が0.6ha以上 1.0ha未満	25日	おおむね 5週間
⑦	地位承継の承認	承継申請に係る開発行為が、自己居住用住宅の建築又は自己業務用施設の建築若しくは建設を目的とするものであって、開発区域の面積が1.0ha未満の場合	15日	おおむね 3週間
		承継申請に係る開発行為が、自己居住用住宅の建築又は自己業務用施設の建築若しくは建設を目的とするものであって、開発区域の面積が1.0ha以上の場合	20日	おおむね 4週間
		承継申請に係る開発行為が上記以外の場合	25日	おおむね 5週間
⑧	都市計画法施行規則第60条の証明	直近1年以内に行われた許可等の内容と適合していることを証するに過ぎないもの場合	5日	おおむね 1週間
		上記以外の場合	10日	おおむね 2週間

※1. 上記「標準処理期間」には、次の日数（①にあつては、ア・イ・オの日数）は算入しない。

- ア 閉庁日（桜川市の休日等を定める条例第1条第1項各号に掲げる日）の日数
- イ 書類の補正又は審査上必要な資料の追加に要する日数
- ウ 開発審査会の議を経るための手続に要する日数
- エ 公平かつ公正な判断を期するため、他の許可権者との調整に要する日数
- オ その他特別の事情により生じた不測の日数

※2. 上記「参考」は、単に標準処理期間を5で割り返して得た数値を「おおむね〇週間」と記載したものであつて、標準処理期間とは異なる。

その他都市計画法の事務に係る標準処理期間

R5. 4. 1

標準処理期間	
① 都市計画法第53条の許可	17日
② 都市計画法第65条の許可	20日

※ 上記「標準処理期間」には、次の日数は算入しない。

- ア 書類の補正又は審査上必要な資料の追加に要する日数
- イ その他特別の事情により生じた不測の日数

桜川市土地利用基本条例の事務に係る標準処理期間

R5. 4. 1

標準処理期間		参考
① 法定協議の事前調整の手続	20日	おおむね 4週間
② 特定土地利用行為の設計承認	工事施工区域の面積が 0.3ha以上 0.6ha未満	35日 おおむね 7週間
	工事施工区域の面積が 0.6ha以上 1.0ha未満	40日 おおむね 8週間
	工事施工区域の面積が 1.0ha以上 3.0ha未満	45日 おおむね 9週間
	工事施工区域の面積が 3.0ha以上 6.0ha未満	50日 おおむね10週間
	工事施工区域の面積が 6.0ha以上10.0ha未満	55日 おおむね11週間

※ 1. 上記「標準処理期間」には、次の日数は算入しない。

- ア 閉庁日（桜川市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日）の日数
- イ 書類の補正又は審査上必要な資料の追加に要する日数
- ウ その他特別の事情により生じた不測の日数

※ 2. 上記「参考」は、単に標準処理期間を5で割り返して得た数値を「おおむね〇週間」と記載したものであって、標準処理期間とは異なる。